

愛知県公安委員会告示第23号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定により、次のとおり日進市内の乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車の停車又は駐車に関して合意したので、次のとおり公示する。

令和7年9月26日

愛知県公安委員会委員長 中 尾 友



1 合意した者

- (1) 日進市
- (2) 名鉄バス株式会社
- (3) BOLDLY株式会社
- (4) 中部運輸局
- (5) 愛知県公安委員会

2 旅客の運送の用に供する自動車が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所の名称等

旅客の運送の用に供する自動車が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所は、日進市及び名鉄バス株式会社が管理する別表に掲げる停留所とする。

3 2に停車又は駐車をする旅客の運送の用に供する自動車の範囲

2に停車又は駐車をする一般旅客自動車運送事業用自動車等の範囲は、次の表の左欄に掲げる運行事業者が、同表の中欄に掲げる事業形態により行う同表の右欄に掲げる事業の用に供するものとする。

運行事業者	事業形態	事業名
BOLDLY 株式会社	道路運送法の規制対象外となる自動運転バスの実証実験運行（無償）	令和7年度日進市委託事業 自動運転バス運行実証実験事業
	道路運送法3条第1号ロの貸切バスによる一般貸切旅客自動車運送事業	

4 2における3の停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障がないものとなるようにするため必要と認める事項

2における3の停車又は駐車は、3に係る運行時間内に限るものとする。

別 表

停 留 所 名	所 在 地
くるりんばす 市役所 図書館 浅間下 笠寺山（右回り） 笠寺山（左回り） 折戸 おりど病院 市民会館南（西） 市民会館下（西） 市民会館 市役所東 道の駅マチテラス日進	日進市蟹甲町池下268番 日進市蟹甲町中島8番2地先 日進市東山一丁目104番地先 日進市東山二丁目126番地先 日進市折戸町笠寺山28番155地先 日進市折戸町孫三ヶ入32番5地先 日進市折戸町西田面107番地先 日進市折戸町笠寺山62番6地先 日進市折戸町笠寺山62番140地先 日進市折戸町笠寺山62番3 日進市蟹甲町中島267番1地先 日進市本郷町前田32番1
名鉄バス 日進市役所	日進市蟹甲町中島267番1地先